

NO. 82
NOVEMBER 2021

無料

ようこそ

TRAVEL & LIFE GUIDEBOOK



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン

Visit
<https://girlion.gujarat.gov.in/>
For Gir Forest Safari
Permit Booking



Visit
<https://girlion.gujarat.gov.in/>
For Gir Forest Safari
Permit Booking

毎月1回29日発行
2021年10月31日発行

第7巻第9号

北インド版



F FORMULA GROUP
Mobility Managed.®

温かく、
おだやかなディワリを

www.formulaindia.co.jp



マナン・アガルワル

弊社は、会計、税務、規則、コーポレート・ファイナンス、リスク・アドバイザリー、取引アドバイザリー、コンプライアンス&アウトソーシング、給与計算、仮想CFO、工場・労働法、人事サービスを専門としています。弊社チームは業務経験がある、若いスタッフにより構成されています。グループ内パートナーは、お客様が一歩先へ進めるようにするために、お客様にとって完璧で時間内に効率的なサービスが



山田 幸彦

非居住者課税対象者への物品サービス税に関する条項

インドでは2017年7月1日にGST(Goods and Services Tax: 物品サービス税)が導入され、法令遵守を行い易くし、税の支払いの多重化を避ける事が目的とされています。又、デジタル化を推進し、法令遵守の自動化・効率化を図るものとされています。GST法では、非居住者による財・サービスの提供に対して間接税を課すと言う概念が導入されました。GST法によれば、「非居住者課税対象者」とは、本人であれ代理人であれ、又、その他の立場であれ、物品・サービスの供給、又は、その両方を含む取引を時々行うが、インドに固定の事業所や居住地を持たない人・会社を意味します。基本的には、非居住者である課税対象者は、インド国内に固定の事業所を持たず、インド国内で物品・サービスを散発的に供給している者となります。

例:日本で登録されている会社の従業員が、インドの製造会社に提供する修理・メンテナンス・サービスを行う場合で、日本で登録されている会社がインドに事業所や居住地を持っていない場合です。この場合、日本で登録されている会社はGST(物品サービス税)の「非居住者課税対象者」(Non-Resident Taxable Person)として登録する必要があります。

登録

GST法によれば、総売上高が所定の閾値を超えた場合、GST登録が必要となります。しかし、特定のカテゴリーに属する者は登録が義務付けられており、そのカテゴリーの一つが課税されるべき対象の供給を行う非課税事業者です。従って、課税されるべき供給を行う非課税事業者は、関係する売上高の大小に関わらず、GST法に基づいて強制的に登録する必要が生じます。NRTPは、インドで事業を開始する少なくとも5日前迄に、有効なパスポートを使って登録申請を行う必要があります(インドのPAN Permanent Account Number番号を持っている必要はありません)。インド国外で設立された事業体の場合は、登録申請書に納税者番号、又は、その国の政府が事業体を識別するために使用している固有の番号、又は、PAN(Permanent Account Number)があればそれを添付して提出しなければなりません。GST法に基づく登録を受けるためには、NRTPは簡略化フォームGST REG-09で電子申請を行う必要があります。



N RTPが提出する登録申請書には、有効なPANを持つインド居住者であるN RTPの公認署名者が署名して提出しなければなりません。登録申請書の提出と同時に、N RTPは登録を希望する期間の納税額の見積もりに相当する税金を前払いする必要があります。GST所轄担当者は申請書を審査し、問題がなければN RTPにGST登録を付与します。又、必要な情報や書類、説明に不備があった場合は、GST所轄担当者は申請書の提出から7営業日以内に電子的に申請者に対して通知を発行します。申請者は、通知を受け取ってから7営業日以内に、指定されたフォームで、詳細を提出しなければなりません。提出された追加情報が満足の行くものであった場合、GST担当者はGST登録を承認する事になります。

登録証の有効性

N RTPは、登録証明書が発行されて初めて課税対象となる供給を行う事が出来ます。発行された登録証明書は、登録申請時にそれよりも短い期間が記載されていない限り、90日間有効です。この期間は、関係GST所轄担当者によって更に90日間延長する事が可能です。又、登録証の延長を希望する場合は、延長後の期間の推定納税額に相当する税額を追加で納める必要があります。

仕入れ税額控除

ITC(仕入れ税額控除)は、N RTPが輸入した物品を除き、N RTPが受領した物品、もしくは、サービス、又は、その両方に関しては利用出来ません。非居住者が支払った税金は、受取人が控除額として利用出来ます。

申告

N RTPは、GSTNポータルを通じてGSTR-5様式による電子申告書を提出しなければならず、この申告書には、対外的な供給や対内的な供給などの詳細を含みます。

書式フォームGSTR-5の提出期限は、翌月の20日、又は、登録満了日から7日以内となっています。

還付

非居住者である課税対象者が最初の登録や登録延長の際に預かった前払い税は、その課税対象者が付与された登録証明書が有効であった全期間に関して必要な全ての申告書を提出した後にのみ還付され、還付金は、還付金の申請は、FORM GSTR-5の13番に記載されます。

クレイマン・コンサルタンツ LLP(以下、クレイマン)は、インド全土の日系顧客様にサービスを提供する会計・アドバイザリー会社です。当社は、インド進出、会計・監査、税務、規制、法務サービスを専門としています。当社は、公認会計士、会社秘書(カンパニー・セクレタリー)、弁護士、MBAからなる専門家チームです。詳細については、当社ウェブサイト(www.krayman.com/jp)をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com 迄ご連絡下さい。

